

ICT機器を活用した高齢者見守り事業業務委託事業者募集要領

1 趣旨

江戸川区では、高齢者の見守り事業の1つとして、体調不良や火災発生時に自宅に設置した機器をととして警備業者に通報し、警備員が駆け付け、状況に応じて救急要請を行う民間緊急通報システム「マモルくん」事業（以下、「マモルくん」という。）を実施している。利用者は年々増加し、令和6年度末時点で4,220世帯の方が利用している。

その一方、「マモルくん」では、金銭面や鍵を預ける不安等で利用を見合わせる方や設置しても途中でやめる方がいる。そのため、「マモルくん」とは別に、簡易で安価に利用できる見守りサービスが必要である。

「マモルくん」とは別の見守りサービスとして、設置工事不要で鍵を預ける必要もなく、より安価なICT機器を活用した見守り事業を65歳以上の単身高齢者世帯、または高齢者のみ世帯を対象に実施を予定している。実施にあたっては、業務を効果的に実施することを目的に、事業者には業務委託を行う。今回、事業者の選考にあたり、本事業を委託する事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式により事業者を募集する。

2 業務概要

(1) 件名

ICT機器を活用した高齢者見守り事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「ICT機器を活用した高齢者見守り事業業務委託仕様書」参照。

なお、契約締結にあたっては、選定された企画提案内容のすべてをそのまま実施することを約束するものではない。業務委託内容の詳細について別途協議を行い、企画提案内容の一部を変更して、契約を行う場合がある。

(3) 履行期間

業務委託締結日から令和8年3月31日まで

※ただし、年度毎に業務評価を行い、一定の評価を得た場合は、最長5か年度の随意契約（単年度）を行うことがある。

(4) 契約方法

業務実施に係るICT見守り機器1台1か月あたりの単価契約とし、契約した月額単価（税込）から利用者負担額を除いた額を区は支払う。なお、利用者負担額は提案事業者が毎月徴収するものとする。

【利用者の月額負担額】

住民税非課税世帯： 300円

住民税課税世帯： 1,000円

※契約月額単価が上記金額よりも低い場合は、利用者の月額負担額を契約月額単価とする。

(5) 契約単価上限額

契約単価は、上限を2,200円未満（消費税10%相当額込）

※令和8年3月末までの利用見込140台。他自治体での類似事業の実績をもとに試算した見込台数であり、実際の委託料支払いを保証するものではない。なお、次年度以降は、予算成立を前提に、前年度末の機器設置台数に新規設置分を加え、撤去分を除いた台数

3 参加資格

次の条件を全て満たすこと

- (1) 江戸川区から入札参加禁止または指名停止を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (3) 最近1年間に、国税又は地方税を滞納していないこと
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと
- (6) 令和2年度～令和7年度の間、他の自治体で同種の業務または類似の業務実績を有していること

4 失格事項

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 上記3に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提案した契約単価が上限額を超える場合
- (4) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (5) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (6) その他、提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

5 募集に関する事項

(1) 募集スケジュール

募集の公表		令和7年8月4日（月）
質問書	受付	令和7年8月12日（火）午後5時まで
	回答	令和7年8月19日（火）
参加申込書・応募書類の受付		令和7年8月26日（火）午後5時まで（必着）
第一次審査の結果通知		令和7年9月上旬
第二次審査（プレゼンテーション）		令和7年9月18日（木）
契約候補事業者の決定		令和7年9月下旬

(2) 質問書の受付

本募集要領及び仕様書の内容について不明な点がある場合は、質問書（様式2）を「9 事務局」あてに電子メールで提出し、電話で到達確認をすること。

【提出期限】令和7年8月12日（火）午後5時

【回答】令和7年8月19日（火）区ホームページに掲載

※電話での質問は受け付けません。

※本事業に直接関連がないと判断した質問や意見等には回答しない。

(3) 参加申込み及び応募書類の提出

提出期限：令和7年8月26日（火）午後5時まで

提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送

※持込先は、下記に「事務局」まで

※郵送の場合、送付した旨、事務局あてに電話連絡を行うこと。

提出書類	部数	内容
参加申込書 （様式1）	正本1部	・提案事業者の代表者印押印
会社概要 （様式3）	正本1部 副本7部	
法人登記簿 謄本	正本1部	・受付日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
財務諸表	正本1部	・直近3年分の貸借対照表及び損益計算書、決算書
納税証明書	正本各1部	・直近の「法人税」、「法人事業税」、「消費税及び地方消費税」

		・受付日前3か月以内に発行されたもの
企画提案書	正本1部 副本7部	・提案内容は仕様書及び別紙の評価基準に基づいて提案すること ・企画提案書の表紙には提案事業タイトルと事業者名を記入すること（副本は事業者名や会社ロゴマーク等を塗りつぶすなどして特定できないようにすること） ・提案内容に、類似事業の他自治体導入実績（自治体毎の受託期間・利用台数）、ICT見守り機器による安否確認の実施方法・回数・対応日時、コールセンターの開設時間・曜日を記載すること ・異常時等の対応方法を記載すること ・その他、特長となるサービスがあれば記載すること
契約単価 見積書	正本1部 副本7部	・見積書は1台あたり1か月分のICT見守り機器利用に係る見積りとする。 ・機器の料金に加えて、別途費用が発生する場合は、1台あたり1か月分の金額を別途記載すること ・見積金額は税抜きと税込みの両方を記載すること ・令和7年度、令和8年度の見積り額を記載すること ・正本1部は提案事業者の代表者印を押印すること

（４）提出書類の留意事項

正本：会社名・代表者の役職・氏名を記入し代表者印を押印すること

副本：事業者が特定できないように社名、ロゴマークの記載、押印等提案事業者が類推できる表記は一切行わないこと。会社概要や成果物等にそれらが記載されている場合、塗りつぶし等の対応をすること

（５）企画提案書について

① 様式

A4サイズ、横書き、文字の大きさは12ポイント以上、左綴じ、表紙を除き10枚以内、ページ番号、目次を付けること

②構成

別紙の評価基準に沿って企画提案書を作成すること

6 選定方法

契約候補者の選定にあたっては、選定委員会を設け、事業者選定に係る審査は、選定委員会が行う。

(1) 一次審査（書類審査）について

提出書類に基づき参加条件を満たすか否かを含め、一次審査（書類審査）を行う。「評価基準」に基づき、評価結果が上位の応募者を二次審査対象事業者として選出する。結果については、合否に関わらず、全事業者に令和7年9月上旬に通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）について

一時審査（書類審査）に合格した事業者を対象に、二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。

① 実施日

令和7年9月18日（木）予定

② 実施場所及び時間

実施場所及び時間については、一次審査（書類審査）に合格した事業者に書面にて通知する。

③ 出席及び説明者

出席及び説明を行う者は、本委託業務に係る責任者又は担当者とし、3人以下とする。出席人数の超過、実施場所への遅参など、本実施要領に反する事由が生じた場合には、二次審査（プレゼンテーション審査）の減点対象とする。

④ プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションは、企画提案書等に基づき実施する。プロジェクターを用いてスクリーン投影による説明も可とする。

スクリーン投影による説明を希望の場合、プロジェクター及びスクリーンは本区で準備するが、パソコン等、その他の機器は提案事業者にて用意すること。

1社の持ち時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答に10分程度の計25分程度とする。

(3) 契約候補事業者の決定

令和7年9月下旬までに、別紙の評価基準に基づき、総合点が最も高い提案者を契約候補者として決定し、審査の結果は、審査を実施したすべての事業者に対して文書で通知する。

なお、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 審査結果の公表

結果は、本区のホームページ上で、公表し、審査結果の詳細についての問い合わせ等には一切応じない。

(5) 留意事項

応募書類の提出を受けてから契約候補者の決定までの間、区は必要に応じて参加者に対し、聞き取り調査を行うことがある。

7 契約の締結

契約締結にあたっては、選定された企画提案内容のすべてをそのまま実施することを約束するものではない。業務委託内容の詳細について別途協議を行い、企画提案内容の一部を変更して、契約締結を行う場合がある。なお、協議が不調の場合、次点者と協議を行う場合がある。

8 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、通貨は円、時刻は日本標準時刻、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係るすべての費用は、参加事業者の負担とし、優先協議者に選定された後であっても、本区が負担することはない。
- (3) 本区へ提出した応募書類は、変更することができない。ただし、提出した書類に不備や不明確な箇所等があり、かつ、本区が変更を求めた場合は、この限りではない。
- (4) 本区へ提出された応募書類については返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）により、辞退の理由を付して、参加を辞退することができる。

9 事務局

江戸川区福祉部福祉推進課孝行係

住所：〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所南棟2階3番

電話：03-5662-0314

電子メール：2010300@city.edogawa.tokyo.jp

評価基準

項 目	評価ポイント
実施体制	・業務を実施するにあたり、十分な知識と経験を有する責任者及び担当者が配置されているか。 ・本区での利用者が1,000世帯を超える場合など、安定的に継続して業務を実施できる組織体制か。
業務実績	・他自治体での類似の業務実績を有しているか。 ※令和2年度以降の自治体毎の受託期間・利用台数を記載
実施内容	○I C T見守り機器の内容 ・利用する高齢者が機器の設置や操作を意識することなく日常生活の中で自然に見守ることのできる機器か。 ○配慮が必要な方への対応 ・要介護者、視覚障害や聴覚障害の方、外国籍の方など配慮が必要な方にも有効で対応可能なものか。 ○安否確認の実施方法・有効性 ・安否確認の実施方法、回数、対応日時の内容。万一の際に有効なものとして機能するか。 ○コールセンターの設置 ・電話やメールで相談ができるコールセンターを有しているか。また、その業務時間、人員体制及び対応者の資格有無。 ○機器の設置・撤去・保守対応 ・機器の設置、撤去のサポート体制は十分か。また、故障等による交換など保守の対応時間や費用はどれくらいか。 ○トラブル対応 ・クレーム等トラブル時の相談窓口を有し、組織として迅速に対応できる体制になっているか。
独自の提案	・仕様書に記載されている以外で有益な提案事項があるか。
個人情報の取り扱い	・利用者の個人情報保護について管理体制などセキュリティ対策が具体的に記載され、有効かつ十分な内容か。
価 格	・業務内容に対する契約単価として妥当か。
プレゼンテーション	・事業を理解したうえで提案がなされており、簡潔で分かりやすいか説明か。 ・委員の質疑に的確に回答しているか。